

社会福祉法人北区社会福祉協議会
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事および評議員の報酬等は、社会福祉法人北区社会福祉協議会定款第10条および第25条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。